

ぜなら、たとえ彼らが明示的な信仰を持っていなかったとしても、……神が人間を救う者であると信じている限りで、神の摂理への暗黙的な信仰を持っていたからである。」

さらにトマスは、信じる人間における信仰の大きさについて、(一)暗黙的な信仰よりも明示的な信仰の方が大きいという「質料的対象」の観点と、(二)信仰が、その基体としての人間においてどのように分有されているかという「基体による分有」の観点という二つの観点から考えることができる。述べている(『神学大全』第二―二部第五問第四項)。このようなトマスの論述からは、異教徒がキリスト教徒よりも大きな信仰を持ちうる可能性を読み取ることができる。「質料的対象」の観点から考える限り、キリスト教徒の立場からは、明示的にキリストの神秘を信じているキリスト教徒のほうが異教徒よりも大きな信仰を持っているということになるであろう。しかし「基体による分有」の観点から考えるのであれば、ある異教徒がキリスト教徒の内のある者よりも「より大きな迅速さ、熱意、確信」(同上)を伴うより大きな信仰によって第一真理を信じているという事態が可能となるであろう。

もともとトマスは、キリスト教以外の諸宗教の信仰を具体的な形で肯定的に評価しているわけではない。また、異端者を死刑にすることを認めるなど当時の時代背景から来る制約の内にあることも否定できない。しかし上述のようなトマスの信仰理解は、異教徒の信仰に対する真の尊敬を可能にすることによって、彼の『信仰の諸根拠』でのムスリムに対する「攻撃性とは無縁である」(L・ハーゲマン『キリスト教とイスラーム』知

泉書館、八五頁)冷静な議論の背景となっているように思われるのであり、宗教多元主義とは異なる包括主義的な仕方であり、実りある宗教間対話の理論的基盤となりうるように思われる。

トマス・アキナスの自然法はどこまで普遍的か

川添 信介

トマス・アキナスは自然法論者であると一般に認められている。その「自然法(*lex naturalis*)」は「人間の自然本性」に刻まれた神の永遠法の類似であるかぎりにおいて、人類的・社会的相違に左右されないという意味において、何らかの普遍性・不変性を有していると考えられる。というより、そこに自然法論者たる所以があるはずである。しかし、実際にアキナスの法論に関わるテキスト(主として『神学大全』第二部の一第九〇問から一〇八問)を見てみるならば、自然法を主題とした記述はごくわずかであって、アキナスの視線は自然法に基づかねばならないとされる「人間の法(*lex humana*)」の方に向いているようにも見える。さらには、神学者として当然とはいえず、啓示された神法(*lex divina*)のうちの古い法(*lex vetus*)である旧約の律法の分析に多くの紙幅を費やしており、その中で自然法との関係が詳細に論じられているのである。そして、人間の法がさまざまな社会において多様であること、また、旧約の律法がユダヤ民族という、キリスト教徒にと

っては何らかの意味で「他なる」ものであることは言うまでもない。したがって、自然法がどのような意味で普遍的なのかという問いに答えるには、自然法そのものに関する議論（第九四問）を見るだけでは不十分であり、それに関係する人間の法と旧約の律法とどのように結びついているのかを見なければならぬのである（同じく神法である「新法」すなわち「福音の法」については別の議論が必要であろうが）。

そこでここでは、次の順序で考察を進めることにしたい。

（一）最初に、アキナスの法一般の本質的特徴づけを紹介し、法論全体の構造の中での自然法の位置づけを確認する。

（二）次に、人間の法が自然法からどのようにして導き出されるのかを、自然法が含む命令内容の異なったレベルの区別を考慮しながら分析する。その場合に注目すべきは、自然法そのものが可変性や多様性を持つていとされることが、いったいどのような事態なのかということになる。

（三）さらに、旧約の律法が含まれている三種類の規定、すなわち「道徳的規定 (praecepta moralia)」、「祭儀的規定 (p. caeremonialia)」、「司法的規定 (p. judicialia)」が自然法とどのように関係しているとアキナスがみなしているのかを検討する。

以上のような検討を経て得られる見通しは、次のようなものとなる。アキナスは、自然法が人間の理性的本性に基礎を持つており、その本性が普遍性と不変性を持つことを確信している。その限りにおいて、彼は自然法の「もつとも一般的な規定」の普遍性と不変性を主張する。しかし、このことはけっし

て自然法全体の超歴史性や超文化性を意味してはいない。すなわち、あくまで自然法に含まれることが認められる規定の内容であつても、人間が現実におかれている社会的・文化的状況に応じた可変性を持つことをアキナスは柔軟に承認している。人間の本性は「人間の」ものであるかぎり普遍的であると言えるにしても、それは相当に「薄い」普遍性なのである。逆の方向から言うならば、その徳論が明確に示しているのと同じように、法論においても、トマス・アキナスは人間の理性的本性の可塑性を「厚く」見る自然法論者なのである。それゆえに、そのような人間の自然本性に依拠する自然法は、既にそこにある対象というより、「発見すべき法」と呼ぶべきものなのである。

一四世紀ビザンツにおける理性と宗教問題

——キドニスの試み——

橋川 裕之

本報告の主題は、ディミトリオス・キドニス (Demetrios Kydones) という名のビザンツ人の、挑戦的あるいは挑発的ともいべき試みである。彼は一三二四年頃、ビザンツ帝国第二の都市テサロニキに生まれ、同地で教育を受けた後、ヨアンニス六世カンタクジノス（一三四七―一五四年）、ヨアンニス五世パレオロゴス（一三四一―一四二五年）、マヌイル二世パレオロゴス（一三九一―一四二五年）の三名の皇帝に仕え、一三九七年頃、外交使節の任務を終えてイタリアからビザンツへ戻る途